

新潟大学ネーミングライツ事業ガイドライン

令和7年11月一部訂正

1. ネーミングライツ事業の趣旨
2. 対象施設等
3. 命名権料
4. 期間
5. 選考の手続き
6. 事業募集の方法
7. 応募資格
8. 別称等の付与の条件
9. 審査項目及び審査ポイント
10. 契約の締結・更新
11. 別称等の表示, 使用等に伴う費用負担
12. 命名権者の特典
13. サイン等の目安について
14. サイン等算出例
15. 契約の解除
16. リスクの分散
17. ネーミングライツ事業実施の流れ

1. ネーミングライツ事業の趣旨

国立大学法人新潟大学は、施設等の有効活用及び教育研究環境を強化することにより、本学の価値を向上させることを目的として、2024年6月からネーミングライツ事業を導入しました。本事業の趣旨に賛同いただける事業者（法人、法人以外の団体又は法人等により構成された団体をいう。以下、「事業者」という。）を募集しています。

このガイドラインは本学のネーミングライツ事業実施に向けた基本的な考え方や方向性を示したものです。

本学との契約により、事業者には、本学の施設等に事業者の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称等（以下「別称等」という。）を決定する命名権を付与します。事業者は、学内外での認知度を高めることが期待できます。また、本学は、命名権を付与された事業者から命名権料を得ることができ、教育研究環境の向上を図ることができます。

【命名権者について】

命名権者は本学との契約により本学所有の施設等に別称等を設定できます。また、本学施設及び構内に別称等のサイン、案内看板等（以下「サイン等」という。）を設置できます。

【ネーミングライツの種類について】

ネーミングライツには、次の2種類があります。

- ・大学公募型：本学が選定した施設等について、命名権者を募集。
- ・事業者提案型：事業者が命名権取得を希望する施設等を選んだ上で大学に提案。

2. 対象施設等

対象となる施設等は、本学が所有する施設、スペースその他の財産とします。ただし、寄附者の氏名等を冠したものは除きます。

対象施設等は、当該施設等を管理する組織と協議の上、決定します。

3. 命名権料

命名権料は、類似する他の施設等の事例、利用状況、メディア等への露出状況及びその他の事情を総合的に勘案し、対象施設等ごとに決定するものとします。

4. 期間

契約期間は、原則3年以上5年以下とし、個別の契約ごとに定めます。

5. 選考の手続き

本学に、新潟大学ネーミングライツ選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置き、

応募の趣旨，応募資格，別称等案，命名権料，契約期間等を総合的に考慮した上で審査し，命名権者採用候補者を決定するものとします。

6. 事業募集の方法

命名権者の募集は，原則として公募によるものとします。

(1) 大学公募型

対象施設ごとに募集要項を定め，公式ウェブサイト等により広く募集します。

なお，公募期間は 30 日間とします。

- ① 対象施設の決定
- ② 募集条件の設定
- ③ 選考委員会にて公募実施の可否を審議
- ④ 公募開始
- ⑤ 選考委員会において命名権者採用候補者を決定
- ⑥ 契約締結
- ⑦ サイン等の設置
- ⑧ 別称等の使用開始

(2) 事業者提案型

事業者が，別称等を付けたい施設を選び，別称等や命名権料とともに提案することができる方法です。

なお，公募期間は 30 日間とします。

ただし，事業者と大学において、事業連携や関連事業実施など一定期間において貸借契約等がなされている等，公募せずに実施する場合があります。

- ① 事業者からの提案
- ② 選考委員会及び対象施設等を管理する組織にて提案内容について検討
- ③ 選考委員会にて公募実施の可否を審議
- ④ 公募開始
- ⑤ 選考委員会において命名権者採用候補者を決定
- ⑥ 契約締結
- ⑦ サイン等の設置
- ⑧ 別称等の使用開始

7. 応募資格

命名権者は本学とネーミングライツ実施契約を希望する事業者です。ただし，次のいずれかに該当するものは，応募することができません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営むもの(銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する者を除く。)
- ⑥ 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 3 条第 1 項に規定する政治団体
- ⑧ 宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 2 条に規定する宗教団体
- ⑨ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ その他ネーミングライツ事業に応募する事業者として適当でないと本学が認めるもの

8. 別称等の付与の条件

- ① 別称等は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学の施設にふさわしい別称等として、以下に該当するものは使用できません。
 - ・法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - ・社会問題についての主義主張のあるもの
 - ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - ・本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
 - ・詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
 - ・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・たばこの広告や喫煙を促すもの
 - ・美観風致を害するおそれがあるもの
 - ・その他別称等として適当でないと学長が認めるもの

- ③ 本学の規則等で定める施設等の名称の改正は行わないものとします。
- ④ 別称等は本学で審議の上、決定します。
- ⑤ 別称等の変更を求める場合があります。
- ⑥ 混乱を避けるため、契約期間中の別称等の変更はできません。

9. 審査項目及び審査ポイント

次の審査項目をもとに、本学が設置するネーミングライツ選考委員会において、応募資格、応募の趣旨、別称等、命名権料、契約期間、経営状況等を総合的に判断し選考します。また、応募者の多寡に関わらず、採用とならない場合もあります。

審査項目		要件、基準等
資格要件	資格	・応募資格の確認 ・過去の重大な事故及び不誠実な行為の有無 ・経営状態
選考基準	別称等（デザイン含む）	・学生、教職員に受け入れられる案となっているか ・別称等は施設等にふさわしいものとなっているかどうか ・サイン等の設定条件を満たしているか（13. サイン等の目安についてによる）
	応募の趣旨	・事業の趣旨にかなっているか
	命名権料	
	契約期間	
判定	資格要件や選考基準を勘案し、総合的に判断する	

※提出書類（別途追加の資料等のご提出をお願いする場合があります。）

- ① ネーミングライツ事業実施申込書（別紙様式）
- ② 事業者の概要を記載した書類（会社概要など）
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- ⑦ サイン等のデザイン及び配置がわかる書類
- ⑧ 申請時から過去5年間において、行政機関等から処分を受けたことがある場合は、その内容及び再発防止策を記載した書類（A4サイズ1枚程度）

10. 契約の締結・更新

本学は、命名権者の決定を通知した事業者とネーミングライツ（命名権）の契約を締結し

ます。なお、命名権者は、当該施設等の契約更新に際して、優先的に交渉をすることができます。ただし、契約更新後の期間については 5 年を限度とし、改めて公募手続きを行います。

11. 別称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① サイン等の設置、変更及び維持管理にかかる経費（通信費や光熱水料等を含む）、命名権の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とします。（命名権料とは別に負担願います。）
- ② 別称等の使用開始日において、サイン等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及び命名権料に変更はありません。
- ③ 契約締結後に作成する本学広報誌等、公式ウェブサイトへの掲載の費用は、本学が負担します。
- ④ 屋外広告物を設置する場合は、新潟市の「新潟市屋外広告物条例」へ対応するため、設置物によっては、命名権者が新潟市への設置申請を行う必要があり、費用を負担していただく場合があります。くわしくは新潟市のホームページ「屋外広告物に関すること」をご覧ください。

12. 命名権者の特典

命名権者には、次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ① 命名権者は、ネーミングライツ事業に係る施設等にサイン等を設置できます。なお、サイン等の内容（デザインや大きさ等）等、設置場所及び設置方法については、本学と協議が必要です。
- ② 本学の公式ウェブサイト等において、命名権者を紹介します。
- ③ 命名権者は、本学の命名権者であることをPRすることができます。
- ④ その他、希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。

13. サイン等の目安について

ネーミングライツによるサイン等の設置については、以下を目安とします。

① 外壁のサイン等

対象施設等部分の外壁 1 面の面積に対して、サイン等の合計面積は 5 %以内とします。なお、対象施設等部分の外壁 1 面の面積とは、対象として選定した居室等に接する外壁部分の面積をいう。

② 屋内（内壁・柱等）のサイン等

対象施設等の内壁（対象施設を囲む壁面をいい、対象施設内部にある壁や柱などを除きます。）の総面積に対して、サイン等の合計面積は 3 %以内とします。

ただし、屋内にのみサイン等を設置する場合については、4%以内とします。

- ③ サイン等は、サイン等を設置する現有物の色と、同サイン等の色の境界までとし、同サイン等を矩形で囲った部分を面積として算出します。

※14.サイン等面積算出例を参照

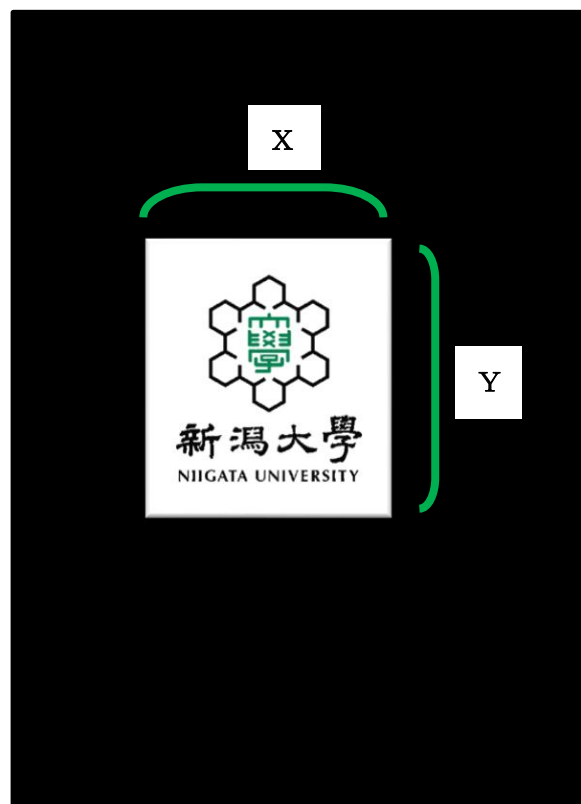
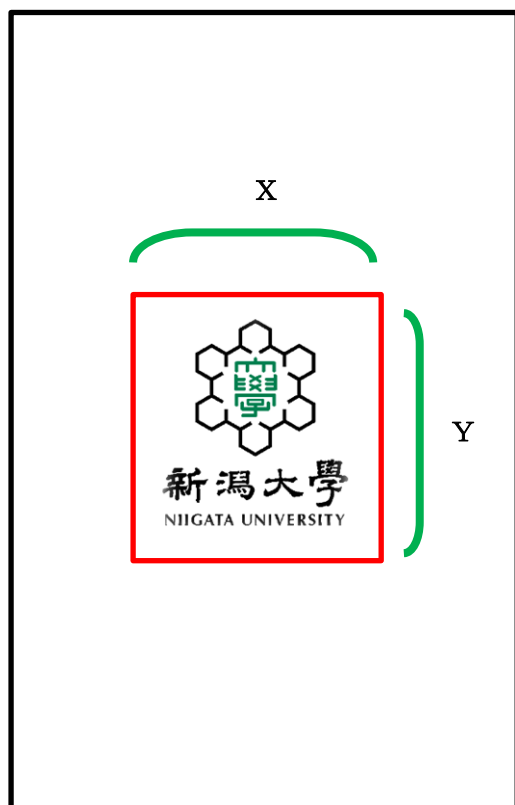
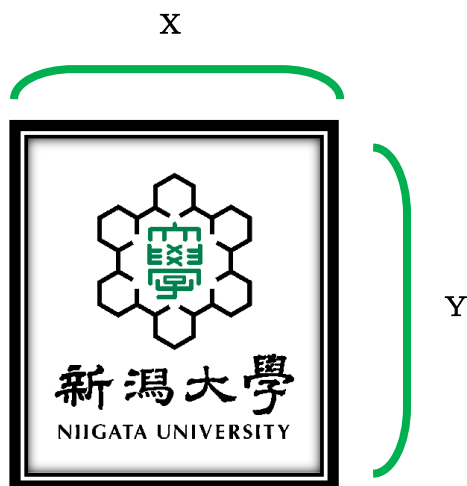
- ④ 上記①②の計算の根拠は厳密な計算ではなく、合理的な説明によるものも可能とします。
- ⑤ 対象施設等に1カ所インフォメーションボードやモニター等（以下「インフォメーションボード等」という。）の設置を可能とします。インフォメーションボード等の面積は2.16㎡以内（矩形換算した際の長辺は1.8m以内）とします。インフォメーションボード等には、命名権者の会社概要や事業内容等を記載できることとしますが、命名権者の直接的な営業活動（販売等）に係るものは不可とします。
- ⑥ 対象施設等に1ヶ所マガジンラックの設置を可能とします。マガジンラックには、会社概要等パンフレットの設置が可能です。ただし、命名権者の直接的な営業活動（販売等）に係るものは不可とします。
- ⑦ 屋外施設等へのネーミングライツについて、適切でないと本学が判断した場合には、別途協議の上、サインのサイズ、デザインその他サイン等に係る事項について決定します。
- ⑧ 建物の特定の空間（例：ホール、講義室、エントランス、ピロティ等）の追加制限として、サイン等は、建物全体やほかの空間と合わせた範囲がネーミングライツの範囲と認知されないようにすることとします。

なお、上記の範囲内であっても、選考委員会において、対象施設等の特性や、学生及び教職員に受け入れられるか、施設にふさわしいものとなっているか等の観点からサイン等について判断することになります。

また、上記の範囲を超える場合や本ガイドラインに記載のない事項については、選考委員会において判断します。

14. サイン等面積算出例

- ・ $X \times Y$ の面積をサイン等の面積とする。
- ・ サイン等は、サイン等を設置する現有物の色と、同サイン等の色の境界までとし、同サイン等を矩形で囲った部分を面積として算出します。



15. 契約の解除

本学は、以下に該当するとき、命名権の付与を取り消し、契約を解除することとします。

この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とし、既納の命名権料は返還しません。

- ① 契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- ② 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- ③ 契約に定める条項に違反したとき。
- ④ 事業者等が、法令、甲の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- ⑤ 事業者等の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- ⑥ 事業者等の都合等により、契約に定める義務の履行が困難となったとき。
- ⑦ その他本学が命名権の付与を取り消すことが必要と認めるとき。

16. リスクの分散

命名権者は、新たに設置したサイン等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等に付けた別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、命名権者が負うこととします。

17. ネーミングライツ事業実施の流れ

ネーミングライツ事業実施（命名権付与に向けた）フロー図

